

第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文） 大会オリジナルグッズ製造・販売に係る業務仕様書

本仕様書は、第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）大会オリジナルグッズ製造・販売に係る業務を受託する者が行う業務の内容について、必要な事項を定めたものである。

1 委託業務の名称

第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）大会オリジナルグッズ製造・販売に係る業務

2 契約期間

契約締結の日から業務が完了した旨を実行委員会が実施者に通知した日まで

3 委託業務の内容

令和 2 年 7 月 31 日（金）から同年 8 月 6 日（木）にかけて開催される第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）の大会オリジナルグッズの製造から販売までの業務全般

4 大会オリジナルグッズの定義

- (1) 大会オリジナルグッズは、大会名称または第 44 回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）広報デザイン使用取扱規程（以下「規程」という。）に定める大会広報デザインを必ず使用して製作するものとします。
- (2) 既存商品の包装紙だけを差し替えたものや既存商品にシール等を貼り付けたものは、ここでいう大会オリジナルグッズには該当しません。

5 大会オリジナルグッズの販売方法

- (1) 原則、総合開会式会場及び各部門大会会場内の販売ブースでの販売となります。
- (2) 第44回全国高等学校総合文化祭高知県実行委員会事務局（以下「実行委員会事務局」という。）が想定している販売会場は別紙 1 のとおりです。なお、総合開会式会場以外の部門会場については、会場によって調整の結果設置できない場合があります。（4 月中を目途に実行委員会事務局にて調整を行います。また、役務提供者として 2 者を選定した場合で、販売ブースが 1 者しか設置できない会場については、両者による協議もしくは抽選により決定する場合があります。）また、会場によっては委託販売となる場合があります。
- (3) 販売ブース設置場所については、実行委員会事務局と協議の上決定するものとします。
- (4) カタログ販売やインターネット販売等、別紙 1 記載の会場以外での販売について希望がある場合は、実行委員会事務局と協議の上決定するものとします。

6 業務委託料

本件業務によって発生する費用（使用会場への物品販売手数料等を含む。）は、販売ブースの設置費用（机、イス等の設置費用）を除き、全て役務提供者の負担とし、実行委員会事務局は一切負担しないものとします。

7 役務提供事業者の資格について

- (1) 大会オリジナルグッズ製造に際し、規程を遵守する者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等（代表者もしくは役員またはこれらの者から実行委員会事務局との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人
 - オ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営に実質的に関与している個人または法人
- (3) ブース出店費用相当として第44回全国高等学校総合文化祭（2020 こうち総文）にCランク（10万円以上）以上の全体協賛を行う者であること。

8 留意事項

- (1) 役務提供事業者が、大会オリジナルグッズの販売により第三者に対して損害や損失を与えた場合、その他事故を起こした場合、実行委員会事務局は損害賠償や損害補償その他法律上の責任を一切負わないものとします。
- (2) 特定の出場校名が記載されたグッズ等を販売することはできません。ただし、注文販売の場合はこの限りではありません。
- (3) 役務提供事業者に選定された者は、後日、規程に定める「『2020こうち総文』広報デザイン使用承認申請書（様式第1号）」を、実行委員会事務局の定める期日までに提出するものとします。なお、広報デザインの使用期限は、実行委員会が解散する日（令和3年3月）を限度とします。
- (4) 役務提供事業者に選定された者は、後日、実行委員会事務局の定める所定の手続きに従って、出店許可申請を行うものとします。